

○湯川村空家・空地バンク登録推進事業補助金交付要綱

令和6年4月1日告示第30号

湯川村空家・空地バンク登録推進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、村内の空家及び空地の利活用の促進を図るため、湯川村空家・空地バンクへ登録を行うことを目的として物件の登記手続及び清掃等を行う者に対し、予算の範囲内において湯川村空家・空地バンク登録推進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、湯川村補助金等の交付等に関する規則（昭和52年3月18日規則第6号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家 個人が居住を目的として建築し、現に居住の用に供していない建物及びその立地する土地をいう。
- (2) 空地 住宅、店舗等の建築に適当な面積を有する土地で、現に使用していない土地をいう。ただし、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第2項に規定する農用地等を除くものとする。
- (3) 所有者等 空家・空地について所有権又は売却若しくは賃貸を行うことができる権利を有する者をいう。
- (4) 空家・空地バンク 空家・空地の売却又は賃貸を希望する所有者等からの申込みにより、当該空家・空地の情報を登録し、これを必要と認める範囲内で公開する仕組みをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、補助金の交付を申請した日において、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 村内空家・空地の所有者等で、申請物件を湯川村空家・空地バンクに登録することが確約できる者
- (2) 市町村税等を滞納していない者

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 登記手続（登記等に必要な書類等の取得及び作成に係る費用、不動産登記等を行う資格を有する者への報酬等）に要する費用
- (2) 清掃等（空家内部、造付家具、設備機器等に係る清掃及び残置物処分、空家の敷地内の庭木等の剪定、除草等）に要する費用

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、登記手続に要する費用及び清掃等に要する費用の2分の1に相当する額とし、それぞれ10万円を限度とする。（合計最大20万円）

2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

3 この補助金の交付は、同一敷地内につき1回を限度とする。ただし、交付決定日より起算して過去3年間に於いて当該補助金の交付を受けていない場合を除く。

（交付の申請）

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、交付申請書兼請求書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、村長に提出しなければならない。

- （1） 本人が確認できる書類（運転免許証、マイナンバーカード等）
- （2） 建物及び土地の登記事項証明書の写し
- （3） 物件の位置図及び外観写真
- （4） 登記手続及び清掃等に係る請求書の写し
- （5） 登記手続及び清掃等に係る領収書の写し
- （6） 湯川村空家・空地バンクの登録申込書の写し
- （7） 市町村税の納税証明書
- （8） 補助金の振込先金融機関の通帳の写し
- （9） その他、村長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第7条 村長は前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適正であると認めるときは、予算の範囲内で交付額を決定し、湯川村空家・空地バンク登録推進事業補助金付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（標準処理期間）

第8条 村長は、第6条の規定による申請を受理してから30日以内に前条の決定を行うものとする。ただし、申請等総額が予算を超過した場合、申請に不備がある場合及びその他特段の事情がある場合はこの限りでない。

（補助金の返還等）

第9条 村長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の全部又は一部を取消することができる。

- （1） 申請書その他の提出書類に虚偽の記載があったとき。
- （2） 不正の手段により支援金の交付を受けようとしたとき、又は受けたとき。
- （3） 前2号に掲げるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。
- （4） その他村長が不相当と認めたとき。

2 交付決定者は、村長が補助金の交付決定を取消した場合において、補助金が既に交付されているときは、村長の定める期限までに、取消しに係る補助金について返還し

なければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。